

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,417
	1 繰入金	1,417
2 繰越金	1 繰越金	61,188
	1 繰越金	61,188
3 諸収入	1 貸付金償還金	21,364
	2 雑収入	21,362
	合計	83,969

歳出

款	項	金額
1 林業・木材貸付業 改善資金	1 資金貸付金	72,466
	1 資金貸付金	72,466

2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		11,503
	1 資金貸付金	11,503
歳出	合計	83,969

12 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6284233千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,848,525
	1 負担金	3,848,525
2 県支出金		524,984

		1 県補助金	524,984
3 繰入金		1 繰入金	1,570,806
4 繰越金		1 繰越金	1,221
5 県債		1 県債	338,697
	歳入	合計	6,284,233

歳出

款	項	金額
1 流域下水道費		4,696,976
	1 流域下水道管理費	3,743,752
	2 流域下水道事業費	953,224

2 公 債 費			1,586,257
	1 公 債 費		1,586,257
3 予 備 費			1,000
	1 予 備 費		1,000
歳 出 合 計			6,284,233

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター沈砂池設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成31年度		70,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る双葉ポンプ場直流電源盤等設備更新工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成31年度		84,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る双葉ポンプ場、釜無川浄化センター監視制御設備更新工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成31年度		15,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道管理費	68,000	普通債券 貸券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
流域下水道事業費	184,000	同上	同上	同上
借換債	86,697	同上	同上	同上
計	338,697			

13 平成30年度山梨県公債管理特別会計予算

平成30年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,894,327千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	133,634
	2 繰入金	85,347,306
	合計	131,894,327
3 県債	1 一般会計繰入金	81,919,656
	2 基金繰入金	3,427,650
	1 県債	46,413,387
合計		131,894,327

歳出

款	項	金額
1 公債費		131,760,693

	1 公債費	131,760,693
2 諸支出金		133,634
	1 県債管理基金積立金	133,634
歳出	合計	131,894,327

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	46,413,387	普通債 貸券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直し を行って 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	46,413,387			

14 平成30年度山梨県国民健康保険特別会計予算

平成30年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,497,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		51,023,219
	1 負担金	51,023,219
2 国庫支出金		22,229,278
	1 国庫負担金	15,951,449
	2 国庫補助金	6,277,829
3 財産収入		179
	1 財産運用収入	179
4 繰入金		5,244,341

	1 一般会計繰入金	5,244,341
歳入	合計	78,497,017

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	44,801
	2 国民健康保険運営費協	419
2 保険給付費等金	1 保険給付費等交付金	63,053,001
3 介護納付金	1 介護納付金	4,416,185
4 前期高齢者納付金	1 前期高齢者納付金	37,193
5 後期高齢者支援金		10,881,399

	1 後期高齢者支援金		10,881,399
6 病床転換支援金			69
	1 病床転換支援金		69
7 共同事業拠出金			63,654
	1 共同事業拠出金		63,654
8 保健事業費			117
	1 保健事業費		117
9 諸支出金			179
	1 国民健康保険財政 安定化基金積立金		179
歳 出	合 計		78,497,017

15 平成30年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間目標供給電力量 477,932,500 キロワットアワー
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 電気事業収益	第1款 電気事業費用
第1項 営業収益	第1項 電気事業費用
第2項 財務収益	
第3項 事業外収益	
第4項 特別利益	
5,039,410 千円	4,416,659 千円
4,869,108 千円	
1,749 千円	
168,523 千円	
30 千円	

第1項	営業費用	4,131,841千円
第2項	財務費用	18,419千円
第3項	事業外費用	261,369千円
第4項	特別損失	30千円
第5項	子備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,202,353千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,942千円、減債積立金 145,769千円、建設改良積立金 777,034千円、中小水力発電開発改良積立金 56,000千円、地域文化振興等積立金 321,500千円及び過年度分損益勘定留保資金 784,108千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入

第1項	固定資産売却代金	3,262,874千円
第2項	長期貸付金償還金	10千円
第3項	国庫補助金	3,250,864千円
		12,000千円

支出

第1款 資本的支出

第1項	水力発電所建設費	5,465,227千円
第2項	小水力発電所建設費	347,000千円
第3項	水力発電設備改良費	426,600千円
第4項	業務設備改良費	866,592千円
第5項	事業外設備改良費	26,250千円
第6項	水力発電地点等開発調査費	76,356千円
第7項	水力発電設備改良調査費	71,108千円
第8項	企業債償還金	33,480千円
第9項	出資金	145,769千円
第10項	繰出資金	3,222,072千円
		250,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年割額	
				年度	年割額
1	水力発電所建設費	保建川設電事業所	2,156,000千円	平成30年度	347,000千円
				平成31年度	540,000千円
				平成32年度	1,269,000千円

1	資本的支出				
	2	水力発電所	西山ダム維持放流発電所建設事業	162,000千円	平成30年度 平成31年度 27,000千円 135,000千円
3	水力発電設備改良費	西山ダム維持放流設備建設事業	151,200千円	平成30年度	60,480千円
				平成31年度	90,720千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等

1,056,729千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

16 平成30年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給湯口数 499口
- (2) 年間総給湯量 723,400立方メートル
- (3) 一日平均給湯量 1,981立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	温泉事業収益	144,539千円
第1項	営業収益	136,527千円
第2項	営業外収益	8,002千円
第3項	特別利益	10千円
第1款	温泉事業費用支出	173,026千円

収 入		支 出	
第1項 管 業 費 用	167,745 千円	第1項 地域振興事業収益	162,098 千円
第2項 管 業 外 費 用	3,917 千円	第1項 管 業 収 益	162,000 千円
第3項 特 別 損 失	334 千円	第2項 管 業 外 収 益	88 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円	第3項 特 別 利 益	10 千円
(資本的収入及び支出)		支 出	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70,410 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,411 千円、建設改良積立金21,600 千円及び過年度分損益勘定留保資金46,399 千円で補填するものとする。)		第1項 管 業 外 費 用	162,086 千円
第1項 管 業 外 費 用	10 千円	第1項 管 業 費 用	150,732 千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円	第2項 管 業 外 費 用	10,314 千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円	第3項 特 別 損 失	10 千円
第1項 温 泉 事 業 設 備 改 良 費	70,420 千円	第4項 予 備 費	1,000 千円
第1項 温 泉 事 業 設 備 改 良 費	70,420 千円	(資本的収入及び支出)	
(予定支出の各項の経費の金額の流用)		第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57,038 千円は、過年度分損益勘定留保資金28,376 千円及び当年度分損益勘定留保資金28,662 千円で補填するものとする。)	
第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。		第1項 管 業 外 費 用	3,222,082 千円
(1) 営業費用と営業外費用との間		第1項 出 資 金	3,222,072 千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)		第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円
第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。		支 出	
(1) 職員給与費等	43,163 千円	第1項 資本的支出	3,279,120 千円
(たな卸資産購入限度額)		第1項 地域振興事業設備改良費	27,256 千円
第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,747 千円と定める。		第2項 他 会 計 借 入 金 償 還 金	3,250,864 千円
		第3項 予 備 費	1,000 千円
		(一時借入金)	
		第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。	
		(予定支出の各項の経費の金額の流用)	
17 平成30年度山梨県営地域振興事業会計予算		第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。	
(総則)		(1) 営業費用と営業外費用との間	
第1条 平成30年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。			
(業務の予定量)			
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。			
(1) 丘の公園年間総収容人員	231,700 人		
(収益的収入及び支出)			
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。			